

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

(発議第1号・原案可決)

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採るわが国において、参議院議員は一貫して都道府県単位で選出され、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

こうした中、昨年7月に「一票の格差」を是正するため、人口が少ない県単位の選挙区を統合した憲政史上初の合区による選挙が実施された。

この合区による選挙は、住民の意志が適切に反映される制度とは言えず、人口のみにより単純に区割りを決定することは、地方の人口減少に歯止めをかけ、地方自治体の活性化を目指した地方創生の流れにも反する。

よって、国においては、今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則において抜本的な見直しについて規定されていることから、都道府県が民主政治の単位として機能してきたという実態を踏まえ、合区を早急に解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月4日

青 森 県 議 会

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

(発議第2号・原案否決)

7月7日、国連会議において、人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が、国連加盟国の3分の2の122カ国の賛成で採択された。

核兵器禁止条約の署名が9月20日、国連本部で始まり、初日だけで50カ国が署名した。

本条約は、50カ国の署名・批准から90日を経て発効する。

核兵器禁止条約は、その前文に「ヒバクシャの苦難を心に留める」と盛り込み、加盟国に核兵器の開発、保有、実験、使用及び、核兵器による威嚇行為も禁じている画期的なもので、核保有国が条約に参加する道もつくられている。

核兵器を禁止し、廃絶を全ての国に求める「ヒバクシャ国際署名」には、日本の828市町村の首長が賛同。本県では、27市町村長が署名。世界の7439都市が加盟する平和首長会議も、核兵器禁止条約の批准を求める取組を進めている。今年の「長崎平和宣言」にあるとおり、安全保障上、核兵器が必要だと言いつける限り、核の脅威はなくなる。政府には、核兵器のない世界をめざしてリーダーシップをとり、核兵器を持つ国々と持たない国々の橋渡し役を務めると自ら明言したとおりの行動が求められる。よって国に以下の事項を実施するよう要望する。

記

- 1 政府は、唯一の被爆国として核兵器禁止条約を一日も早く署名・批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月4日

青 森 県 議 会

北朝鮮によるミサイル発射及び核実験に関する意見書

(発議第3号・原案可決)

我が国をはじめとする国際社会は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対して、国連安全保障理事会決議の完全な遵守を求め、核実験やミサイルの発射等の挑発行為を決して行わないよう繰り返し要求してきたところである。

そうした中、平成29年8月29日及び同年9月15日の早朝に北朝鮮によって発射された弾道ミサイルが、北海道の上空を通過し襟裳岬東方沖の太平洋上に落下した。これは、国民の生命や安全・安心を著しく脅かす、これまでにない重大かつ深刻な事態であり、航空機及び船舶の安全確保の観点からも極めて危険な行為である。

また、同年9月3日に、北朝鮮は、6回目となる核実験を強行した。これは、明白な国連安全保障理事会決議違反であるだけでなく、爆発規模が過去最大と推定されるなど、重大かつ差し迫った、新たな段階の脅威である。

これら北朝鮮による一連の行為は、国際社会の安全と平和を著しく損なうものであり、断じて容認することはできない。

よって、政府においては、北朝鮮に対し厳重に抗議するとともに、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国際社会と協調の上、北朝鮮がこのような暴挙を繰り返すことのないよう、問題解決に向け必要なあらゆる措置を講ずること。
- 2 高度な警戒態勢を維持しながら、ミサイル発射時におけるより適切な情報伝達、具体的でわかりやすい避難行動の周知など、国民の安全・安心を守るために必要な、あらゆる実効性のある対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月10日

青 森 県 議 会